

伊達市商工会 加入金、会費の額及び払込方法

別表1（伊達市商工会運営規約 第3条第2項）加入金の額、払い込みの方法及び納期

1 加入金の額 (単位：円)

区分	金 額
新加入者	3,000 円

2 加入金の払い込みの方法及び納期 加入承諾決定の日より10日以内とする。

別表2（伊達市商工会運営規約 第4条）会費の額、払い込みの方法及び納期

1 会費の額 (単位：円)

区 分		金 額		
		法定会員	定款会員	特別会員
個 人		9,600 円		
法人・団体	資本金1,000万円未満	18,000 円	30,000 円	
	資本金1,000万円以上	30,000 円		
大規模小売店舗 (店舗面積1,000㎡超)		売場面積1㎡あたり50円を乗じて得た額		売場面積1㎡あたり50円を乗じて得た額
総代・役員 加算	総 代	6,000 円		
	監 事	12,000 円		
	理 事	12,000 円		
	副 会 長	18,000 円		
	会 長	24,000 円		

(1) 会費の額の基準日は、当該年度の4月1日とする。ただし年度途中で加入した会員の場合は加入日を基準日とし、月割り計算とする。

2 会費の払い込みの方法 会員が指定する金融機関の口座振替により納入する。

3 会費の納期

(1) 当該年度の4月1日の場合 毎年6月・11月の2回分割納付とする。ただし、一括納付も可能とするその場合の期限は6月とする。

(2) 年度途中で加入した場合 当該年度の9月末日までの加入の場合は2回分割納付とし、10月からの加入の場合は一括納付とする。